

Q43. 障害者が受けられるサービスについての相談窓口はどこにありますか。

A. 人工透析をされている患者さんは、身体障害者（内部障害）に該当します。（1級か3級）障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律が「障害者自立支援法」です。それにより、医療費・経済的負担の軽減や福祉サービス利用において、さまざまな制度が活用できます。サービス利用に関しては、1割の定率負担があります。みなさんの居住地にある役所の「障害福祉課」などが総合相談の窓口となります。西宮市の場合は次の通りですのでご参考になさって下さい。

① 医療費負担軽減

医療費助成（医療保険制度）・・・医療・年金課

自立支援医療・・・福祉事務所 障害福祉課

② 経済的負担軽減

公共料金など・・・福祉事務所 障害福祉課

税金・・・税務部あるいは税務署

③ 障害福祉サービス利用

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業など・・・福祉事務所 障害福祉課

障害福祉サービスの事業者情報掲載ホームページ・・・独立行政法人福祉医療機構

(WAMNET)

*ただし、介護保険サービス利用対象者は、介護保険サービス利用を優先します。

その他【障害者あんしん相談窓口】があります。在宅福祉サービスの利用相談や介護相談及び情報提供などの総合的な相談窓口を、県・市の委託を受けて開設しています。

・ピアサポート西宮・のまネット西宮・わかばエール・相談支援センター「であい」・西宮すなご医療福祉センター相談支援課・ななくさ清光園・ななくさ新生園・三田谷治療教育院・輪っふる・西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」

社会福祉士